

草加市地域生活支援拠点等事業事務取扱要領

令和3年1月13日

(趣旨)

第1条 この要領は、草加市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和2年告示第1157号。以下「要綱」という。）に基づく地域生活支援拠点等事業の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱第3条第1項第1号の事業に係る加算の付与)

第2条 要綱第4条第3項の規定により市へ登録された事業所（次条において「地域生活支援拠点等事業所」という。）のうち、要綱第3条第1項第1号に規定する機能を担う事業所が当該事業を実施し、要綱第5条に規定する加算を請求する場合は、事前に地域生活支援拠点等相談強化報告書（第1号様式）を市へ提出しなければならない。

2 市は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認める場合は、要綱第5条に規定する加算を付与することができる。

(要綱第3条第1項第5号の事業に係る加算の付与)

第3条 地域生活支援拠点等事業所のうち、要綱第3条第1項第5号に規定する機能を担う事業所が当該事業を実施し、要綱第5条に規定する加算を請求する場合は、事前に地域体制強化共同支援報告書（第2号様式）を市へ提出しなければならない。

2 市は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認める場合は、当該事業所に対し、地域体制強化共同支援加算記録書（第3号様式）の提出を求めるとともに、次項に定める報告を行うよう促すものとする。

3 当該事業所が、前項の記録書により、草加市自立支援協議会設置要綱（平成30年告示第207号）に基づき設置する草加市自立支援協議会又は草加市障がい児支援協議会設置要綱（令和元年告示第458号）に基づき設置する草加市障がい児支援協議会へ報告を行った場合に、市は、要綱第5条に規定する当該加算を付与することができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。